



はじめに



さいたま市は、現在120万人を超える人々が暮らし、約4万事業所で47万人を超える人々が活動する政令指定都市です。

市の中央部には見沼田圃、西に荒川、東に元荒川が市街地を挟むように流れ、さまざまな生物が生息する緑地や水辺など豊かな自然が残されており、憩いの場として多くの市民に安らぎを与えています。



近年、地球温暖化が原因と考えられる環境問題が誰の目にも明らかになるとともに、都市部ではヒートアイランド現象など地域特有の環境問題も生じています。

本市では、平成16年1月に「さいたま市環境基本計画」を策定し、望ましい環境像「自然と共生し持続可能な環境を未来ある子どものために伝える都市」の実現に向けた取組を進めています。

その実現には全員参加による環境教育への取組が不可欠であり、一人ひとりが環境問題を自らの問題ととらえ、関心を持ち、気づき、行動することが大切です。

このたび策定しました「さいたま市環境教育基本方針」では、環境教育の考え方や方向性を分かりやすく整理するとともに、市民、事業者、学校、市など各主体の役割を示しています。

環境問題への取組は、家庭や職場という身近な場所での一人ひとりの心がけや工夫が第一歩です。個人の行動が、家族での行動、地域での行動、さらには市全体での行動へと広がり、各主体の連携・協働が進むことを重視しています。

私は、さいたま市に関わるすべての人が力を合わせ継続して行動することで、人と人とのつながりを生み、さいたま市全体の“絆”を深めていきたいと考えています。

人と自然が共生する緑豊かな“環境先進都市 さいたま市”を未来ある子どもたちに伝えるため、自分に何ができるのかを考え、できることから行動しましょう。「待ったなし！」といわれる環境問題の解決に向けて、みなさんと一緒に汗を流していきたいと思えます。

平成21年12月

さいたま市長 清水 勇人